

令和7年度第2回二宮町総合教育会議

日時：令和7年8月29日(金)

13時30分から

場所：二宮町町民センター2Aクラブ室

1 開会

2 町長挨拶

3 協議・調整事項

(1) 子どもの権利について

(2) 不登校対策について

4 閉会

こどもの権利条例策定とこども会議実施の方針について

二宮町では、こどもたちが生き生きと活動し、こどもたちの意見が尊重されるまちづくりを目指し、町の関係各課が横断的に連携してこどもの権利条例の策定を進めます。

条例策定に向けては、こどもの権利についての理解促進のため、町制施行90周年記念事業として実施する講演会のほか、町民活動団体との連携により各種のイベントを実施するとともに、広くこどもの意見を取り入れることを目的に、こども会議を組織し運営していくことを考えております。

<こどもの権利についての講演会およびパネルディスカッション>

- ・令和7年11月3日（月・祝）、町制施行90周年記念事業として、記念式典の後に開催
- ・こどもの権利について、すべての人に分かりやすく知ってもらえるような内容で、かつどうして条例策定が求められるのか、その必要性までを講演
- ・こども家庭庁アドバイザーを務める講師を予定
- ・講演会后、こども関連の活動をする各町民団体代表者とこども家庭庁職員、講演会講師を交え、パネルディスカッションを実施

<こども会議の考え方>

- ・令和7年度上半期に委員の公募開始（対象は小学5年生から大学4年生年代まで15名）
- ・令和7年度下半期から令和8年度上半期にかけて5回程度の会議を開催
- ・こども家庭庁の「ファシリテーター派遣」および「ファシリテーター養成講座」の両制度の活用を検討
- ・条例策定に向けては、自分の日常生活と権利の関係性などを具体的に話し合い、目指すべき姿や在り方について協議
- ・条例策定後においても組織は継続し、町の政策などについての意見聴取の場とする
- ・「ファシリテーター養成講座」はこども・若者が安全・安心に意見を表明できるようサポートする人材の育成を目的として、町職員や各種町民活動団体メンバーなどを対象として実施

<条例策定に向けたタイムスケジュール>

- 【9/25】 広報にのみや10月号およびホームページにおいてこども会議委員募集開始
- 【11/3（月・祝）】 こどもの権利についての講演会およびパネルディスカッション開催（こども会議委員は第1回会議オリエンテーションとして受講）
- 【12/12（金）】 ファシリテーター養成講座開催
- 【12/14（日）】 第2回こども会議開催（こども家庭庁ファシリテーター派遣活用）
- 【～令和8年5月まで】 こども会議を3回程度開催

※こども会議は条例策定後も定期的に行われる

以降、令和9年4月の条例施行を目指し、町民意見募集を含む各種手続きを進める

「こどもの権利」を町民みんなが知り、尊重できるように

こどもの権利を知ることはなぜ大切？

町では、こどもたちが生き生きと活動し、こどもたちの意見が尊重されるまちづくりを目指して、こどもを「保護の対象」としてのみ扱うのではなく、「権利の主体」として捉える意識を広めます。

こども自身の意見を大切にす文化がより深まる町となるため、こどもの権利条例の策定を進めます。

こどもの権利とは？

こどもの権利とは、すべてのこどもたちがもつ人権(権利)のことです。

○差別のないこと(差別の禁止)

○こどもにとって最もよいこと(こどもの最善の利益)

○命を守まられ成長できること(生命、生存及および発達に対する権利)

○こどもが意味のある参加ができること(こどもの意見の尊重)

この4つは、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」という世界で最も広く受け入れられている人権条約に書かれている基本的な考え方で、「4つの原則」と呼ばれています



11月3日の町制施行90周年記念イベントでは「こどもの権利講演会」をはじめとしたこどもまんなかイベントを開催します。

と き:11月3日(月・祝)11:00~13:00

ところ:ラディアン ホール

【第1部 こどもの権利講演会】11:00~12:00

テーマ:「こどもまんなかってなんだろう？」

講 師:西崎 萌氏(一般社団法人 Everybeing 共同代表 こども家庭庁アドバイザー)

内 容:どうして今、こどもの権利が求められるのか?「こどもの権利」について、こども家庭庁アドバイザーを務める講師が分かりやすく解説。

【第2部 パネルディスカッション】12:10~13:00

テーマ:「こどもの声をきく

～現場から見てくる「こどもまんなか」～

出演者:【コーディネーター】西崎 萌氏

【パネリスト(各町民活動団体代表)】

・にのみや子どもの権利フォーラム

・助産院おさんぽ ・にのみや子ども自然塾

・こども版気候市民会議 ・町こども支援課員

【オブザーバー】こども家庭庁職員(依頼中)

○西崎 萌^{めぐみ}氏プロフィール

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレンにて、子ども虐待の予防、こども基本法・こども家庭庁などの日本国内の子どもの権利保障、ODA や人道支援などの政策提言に携わる。(2024 年 12 月まで)
現在は、こども家庭庁アドバイザーとして、国や自治体における子どもの意見反映の仕組みづくりやファシリテーター養成等に従事。一般社団法人 Everybeing 共同代表。文京学院大学非常勤講師、全国子どもアドボカシー協議会理事。

上記のほか、生涯学習センターラディアン館内では、「ラディアンまるとこどもまんなか」と題して各種イベントが開催されます。

条例策定
に向けて

こどもが自由に意見を言える「こども会議」を運営し、こどもの意見を広く取り入れた条例策定を目指します。

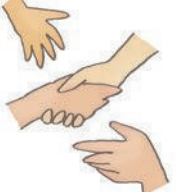
そのため、町内で**ファシリテーター**を養成し、子ども・若者が安心して意見を表明できる環境づくりを進めます。

※こども家庭庁のファシリテーター派遣、ファシリテーター養成講座を活用予定

よ読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 	第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であること、を示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 	第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかすやかに成長できるように生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みだしたときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 	第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっているのうりよく、さいだいげんじん権や平和、かんきようまもることを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 	第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければならない。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければならない。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければならない。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければならない。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければならない。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。 	第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいいられなくても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考え、て、扱われる権利をもっています。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考え、て、扱われる権利をもっています。 

二宮町の不登校の状況

令和7年8月29日(金)
二宮町総合教育会議
二宮町教育委員会教育指導課

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知） 関連部分抜粋

Ⅰ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

（１）支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

（２）学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

（３）不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

（４）家庭への支援

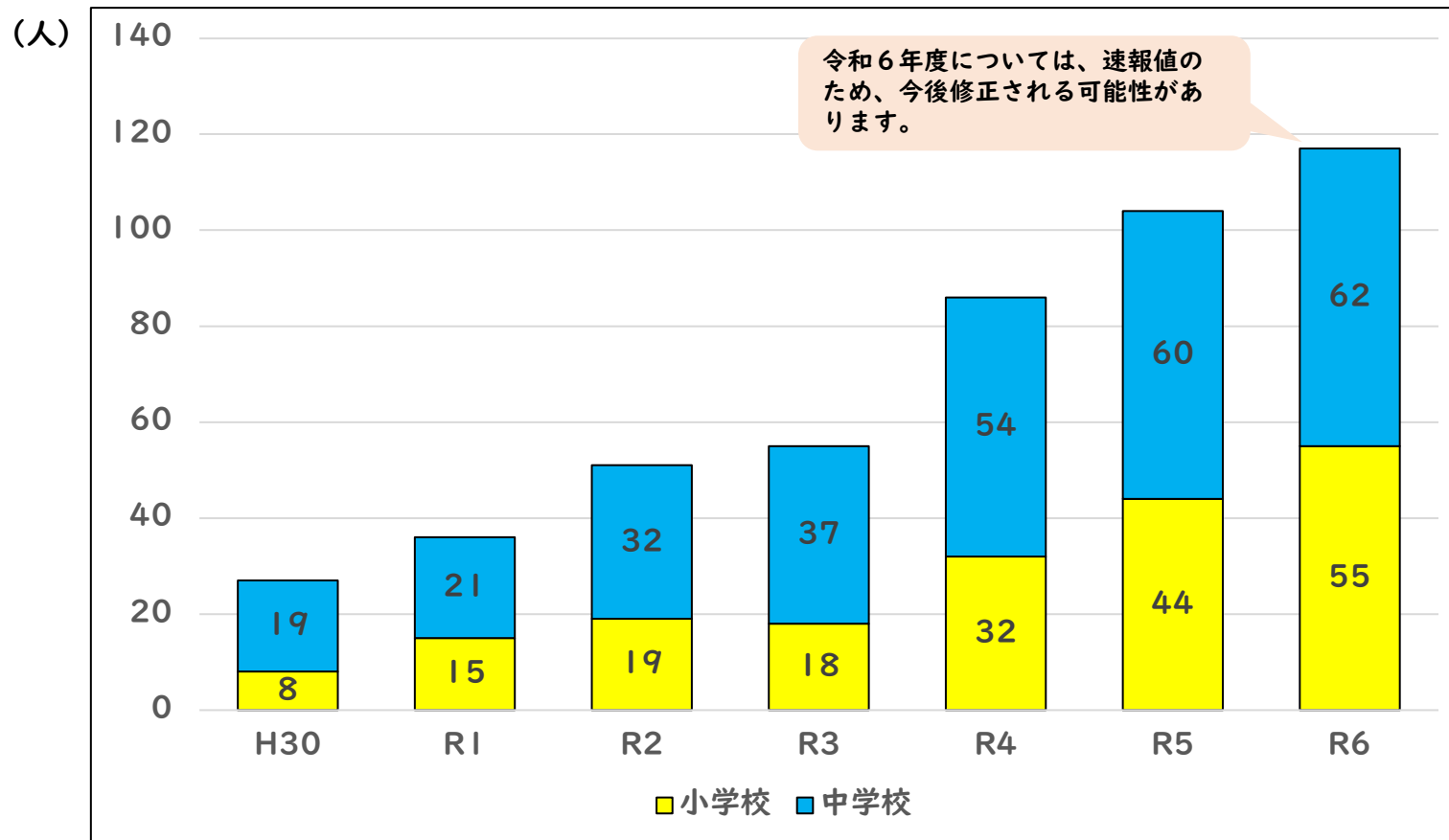
家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

令和5年度の不登校児童生徒について

二宮町と神奈川県、全国との不登校の出現率比較

年度	小学校 不登校児童の出現率(%)			中学校 不登校生徒の出現率(%)		
	二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
令和元年度	1.25	1.02	0.83	3.37	4.80	3.94
令和2年度	1.59	1.15	1.0	5.12	4.56	4.09
令和3年度	1.54	1.42	1.3	6.01	5.13	5.0
令和4年度	2.71	1.83	1.7	8.84	6.12	5.98
令和5年度	3.84	2.23	2.14	9.9	7.03	6.71

二宮町立学校の不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒の欠席期間別人数の状況

各年度の数字については、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

不登校児童数	3 小学校				
	30日以上50日未満	50日以上90日未満	90日以上	90日以上の中のうち、出席が10日以下	90日以上の中のうち、1日も出席がない者
令和5年度 不登校児童：44人	7 15.9%	13 29.5%	24 54.5%	0 0.0%	1 2.3%
令和6年度 不登校児童：55人	17 30.9%	18 32.7%	20 36.4%	1 1.8%	3 5.5%

※令和6年度については、速報値のため、今後修正される可能性があります。

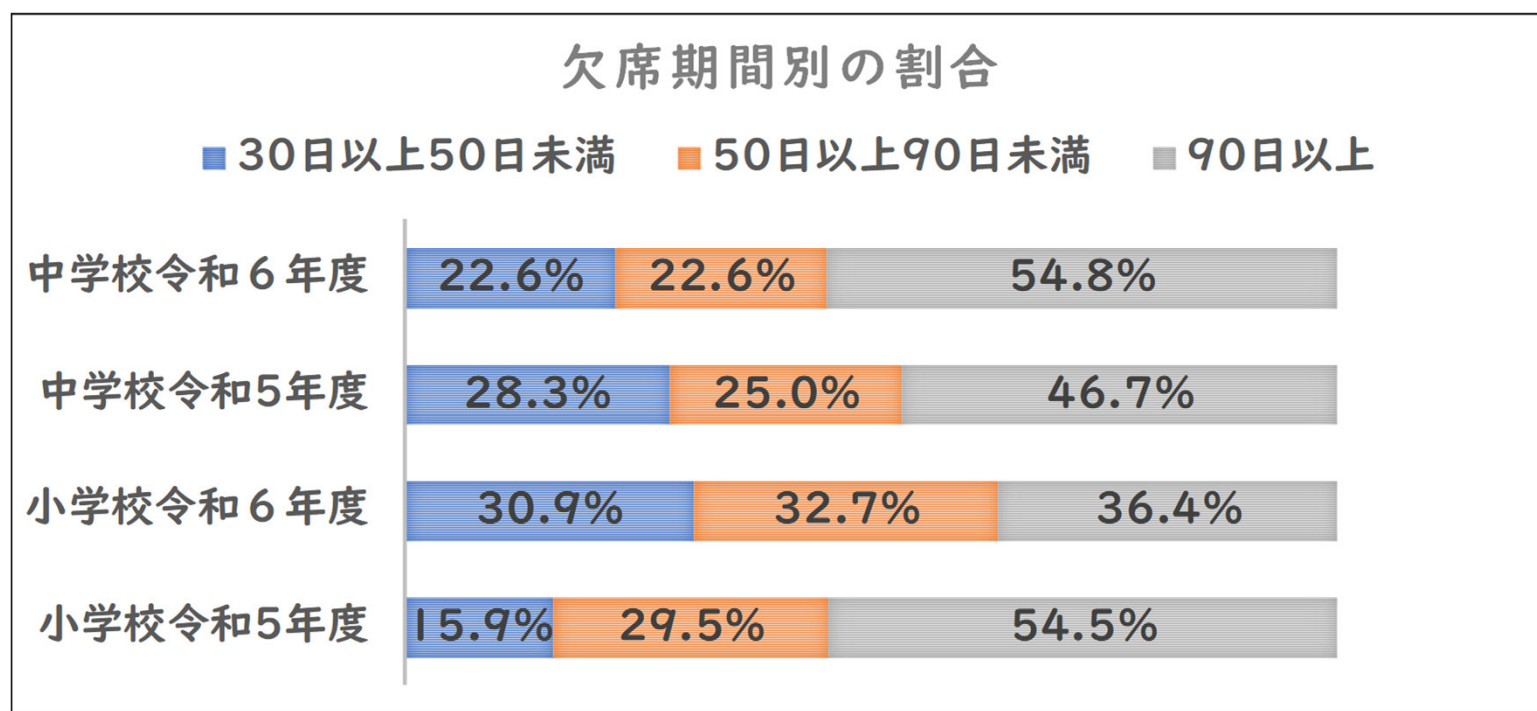
※年間の出席状況については、200日前後

不登校生徒数	2 中学校				
	30日以上50日未満	50日以上90日未満	90日以上	90日以上の中のうち、出席が10日以下	90日以上の中のうち、1日も出席がない者
令和5年度 不登校生徒：60人	17 28.3%	15 25.0%	28 46.7%	3 5.0%	1 1.7%
令和6年度 不登校生徒：62人	14 22.6%	14 22.6%	34 54.8%	2 3.2%	0 0.0%

※令和6年度については、速報値のため、今後修正される可能性があります。

※年間の出席状況については、200日前後

不登校児童生徒の欠席期間別の割合



※各年度の数字については、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

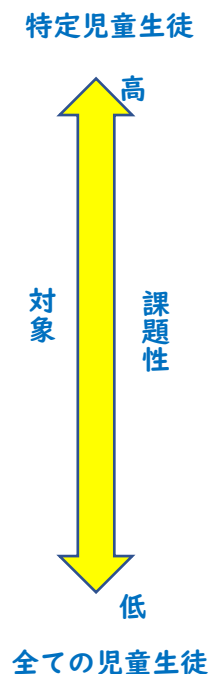
※令和6年度については、速報値のため、今後修正される可能性があります。

不登校児童生徒について把握している理由（令和5年度）

区分		割合		
		二宮町	県	国
1	いじめの被害の情報や相談があった。	1.9%	2.7%	1.3%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	9.6%	12.0%	13.3%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	1.0%	3.4%	3.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	14.4%	14.0%	15.2%
5	学校のきまり等に関する相談があった。	5.8%	1.8%	2.0%
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	2.9%	3.0%	4.0%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	3.8%	6.1%	7.2%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	9.6%	11.0%	12.4%
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	26.9%	21.7%	23.0%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった。	1.0%	2.5%	36.4%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	29.8%	27.8%	32.2%
12	不安・抑うつ等の相談があった。	18.3%	27.1%	23.1%
13	障がい（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	9.6%	7.9%	7.0%
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	19.2%	7.5%	6.6%
		※複数回答		

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

二宮町の不登校支援の取り組み



- ①メタバース学校(県)への参加 ➡ バーチャル空間による新たな居場所
- ②フリースクール等との連携 ➡ 児童生徒指導・教育相談CO担当者会での情報共有
- ③訪問型支援 ➡ SC、SSW、教員の家庭等への訪問
- ④在籍に関する弾力的対応 ➡ 年度途中での、支援級への転籍
- ⑤教育支援室「やまびこ」の柔軟な運営 ➡ 支援級に在籍するの児童生徒の利用
- ⑥校内教育支援センターほっとルームの全校配置 ➡ 町内全小学校5校に配置
- ⑦通級指導教室の拡充 ➡ ことばの教室「そにつく」、まなびの教室「りえぞん」の拡充
- ⑧教育相談体制の充実 ➡ SCの全校配置、常駐（週1日）
- ⑨スクリーニング実施 ➡ かながわ子どもサポートドックによりアンケートを実施
- ⑩スタートカリキュラムの推進 ➡ 幼保小の接続や連携、情報共有
- ⑪小中一貫教育の推進 ➡ 9年間カリキュラムや指導方法等についての研究
- ⑫GIGAスクール構想の推進 ➡ 1人1台端末の活用
- ⑬高学年専科体制の推進（県） ➡ 多面的な児童理解

二宮町の多様な学び場について

公的な機関 (設置場所)	教育支援センター (教育委員会の2階)	校内教育支援センター (各小中学校)	通級指導教室 (各小学校)	通級指導教室 (各小学校)
名称	教育支援室 「やまびこ」	校内教育支援センター 「ほっとルーム」	ことばの教室 「そにつく」	まなびの教室 「リエゾン」
対象	小学生 (利用者：9名) 中学生	小学生 (各学校：10名前後) 中学生	小学生 (利用者：18名程度)	小学生 (利用者：24名程度)
対象児童生徒	・心理的、情緒的な要因により、登校しない、あるいは登校したくても状態にある児童・生徒	・学校には来れるが教室に入りずらさを感じる児童、生徒 ・自分の気持ちをクールダウンさせたい児童生徒 ※どの児童生徒も利用可	・ことばや聞こえ等に不安のある児童	・友だちとのかかわりや集団行動が苦手な児童
指導者等の配置	専任教諭1名 支援員1名	支援員1名 各小中学校に配置	担当教諭1名 各小学校を巡回	担当教諭2名 各小学校を巡回
主な指導内容等	・教科学習 ・創作活動 ・体験的な活動 ・スポーツやレクリエーション ・個別相談	・生活指導 ・学習指導	・個々の特性に応じた学習プログラムを立てての個別指導、小集団によるグループ学習	・個々の特性に応じた学習プログラムを立てての個別指導、小集団によるグループ学習

学びの多様化学校について

類型	内容	県内での設置状況 (公立学校)	在籍生徒数	定数	備考
学校型	学校として独立して設置	県内では公立学校の設置実績なし	—	—	学びの多様化学校についても学校教育法に基づく一条校であり、一般的な学校を設置することと同じように土地や建物、運動場の確保などの設置基準がある。 ※分校型、分教室型については、母体となる本校と同一校種の同じ敷地内に設置できない。 ※元の在籍学校から多様化学校へ転校する必要が生じる。
分校型	母体となる本校と分離して設置	鎌倉市立由比ガ浜中学校 (建物を新設) 授業時間数：770時間	1年：10人 2年：10人 3年：11人	各学年10人	
分教室型	一部の学級のみ学びの多様化学校として指定	大和市立引地台中学校分室 (市立柳橋小学校内) 授業時間数：980時間	1年：10人 2年：9人 3年：9人	各学年10人	

対象となる児童生徒の範囲(国が想定しているもの)

- ・不登校状態である児童生徒(例:心理的に不安の傾向等があり、年間30日以上欠席している児童生徒)
- ・不登校傾向が見られる児童生徒(例:登校することができず、在籍学級に入ることが出来ず、保健室や相談室で特定の教職員や友達としか関わることができない児童生徒等)

学びの多様化学校について

設置者	鎌倉市教育委員会	大和市教育委員会
類型	分校型（令和7年度開設）	分教室型（令和4年度開設）
教室配置図	校舎レイアウト（仮） ※階層名はすべて仮称です 2階 「つどいスペース（仮称）」は、「安心して過ごせるリビングスペース」と「いろいろな学び方に対応する学習スペース」の役割を果たします。個別学習スペースや、グループ学習スペース、ソファでくつろげるスペース、図書コーナーなど様々な「居場所」があります。 1階 「多目的スペース（仮称）」は、軽い運動をしたり、式や集会で集まったりと「ミニ体育館」として利用します。 「C-Lab（仮称）」は、「音楽室」「美術室」「家庭科室」「理科室」「図工室」等のように、いろいろな教科の実習に利用します。	教室配置図 1階 2階 3階